

大阪市生野区がん検診受診促進協定書

大阪市生野区（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、大阪市生野区民のがん検診の受診促進に向け、「大阪市生野区がん検診受診促進協定要綱」（以下、「協定要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力を行い、大阪市生野区民のがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見・早期治療に繋げ、区民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）顧客窓口等におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- （2）がん検診の受診啓発イベントの実施
- （3）従業員やその家族、会員等に対するがん検診の受診勧奨
- （4）その他がん検診の受診啓発に関わる積極的な取組み

2 乙は、あらかじめ書面による甲の同意を得たうえで、商品パッケージ、広告等に「大阪市生野区がん検診受診促進協定締結企業等」である旨を表示することができる。

（取組状況の報告）

第3条 乙は、当該年度の取組状況を、翌年度の4月末までに、別に定める報告書により報告するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討又は実施により得た情報（秘密である旨が示された情報に限る。）を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙より終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

(協定の変更又は解除)

第6条 甲及び乙は、当事者間の協議により、協定を変更又は解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が法令、協定要綱又は本協定のいずれかに違反した場合は本協定を解除することができる。

(反社会的勢力への対応に関する事項)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等を含むがこれに限られない。）と関係を持たないことを表明し、これを保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他、前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定めに違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義等の解釈)

第8条 協定要綱、本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号
大 阪 市 生 野 区 役 所
代表者 生野区長 〇〇 〇〇

乙 大阪市生野区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 〇
代表者 〇〇〇〇 〇〇 〇〇